

役員報酬規程

一般財団法人 東海北陸鉱山会

(総則)

第1条 この規程は、東海北陸鉱山会(以下当会という)の役員報酬に関する事項を定めたものである。

(役員区分)

第2条 この規程での役員とは次の各号を言う。

- (1) 理事及び監事。
- (2) 評議員。

(報酬)

第3条 役員は、無報酬とする。ただし常勤の役員については、定款に従い、報酬を支給することができる。

(報酬の種類)

第4条 報酬の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本給
- (2) 期末手当
- (3) 通勤手当

(常勤役員報酬)

第5条 常勤役員への報酬は、民間事業者の役員報酬及び従業員給与の水準を勘案し、不当に高額とならない範囲で評議員会がこれを定める。

(報酬の支払い)

第6条 本給はその月分を、毎月20日に支給する。ただし、当該日が休日又は土曜日に当たる場合は、その前勤務日に支給する。

第7条 期末手当は、6月30日および12月10日に支給する。

第8条 通勤手当は、最適と思われる通勤手段の3ヶ月定期代を、3ヶ月ごとに支給する。

(出向者の取扱)

第9条 常勤役員が、企業又は団体から出向している場合は、第6条から第8条の規定に係らず、出向先と当会の協定書に従うものとする。報酬の額は評議員会に諮り決定する。

(補 則)

第10条 この規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

(付 則)

- 1 この規程は平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成24年4月1日から一部改訂施行する。

役員退職慰労金支給規程

一般財団法人 東海北陸鉱山会

(総則)

第1条 この規程は、東海北陸鉱山会(以下当会という)の役員退職慰労金に関する事項を定めたものである。

(役員区分)

第2条 この規程での役員とは次の各号を言う。

- (1) 理事及び監事。
- (2) 評議員。

(退職慰労金の支給)

第3条 役員には、退職慰労金を支給しない。ただし常勤の役員については、評議員会の同意を得て、退職慰労金を支給することができる。

(退職慰労金の算出方法)

第4条 勤続一年以上の者が、次の事由により退職した場合は、退職時の本給に別表支給率を乗じて得た額とする。

- (1) 業務上の都合により解雇された場合。
- (2) 在職中死亡した場合。
- (3) 本人の自己都合により退職した場合。

(勤続期間の計算)

第5条 退職金算定の基礎となる勤続期間の計算は、常勤役員として引き続き在職した期間とする。

(端数の処理)

第6条 勤続年数及び退職金額の端数は、次のとおりとする。

- (1) 勤続年数の1年未満は月割りとし、端数は切り上げる。
- (2) 退職金の100円未満は100円に切り上げる。

(退職金の受給順序)

第7条 常勤役員が死亡した場合には、退職金はその遺族に支給する。遺族の範囲及び順序については、労働基準法施行規則第42条から第45条にいたるまでの規定を準用する。

(出向者の取扱)

第8条 常勤役員が、企業又は団体から出向している場合は、第5条から第7条の規定に係らず、出向先と当会の協定書に従うものとする。退職慰労金の額は評議員会に諮り決定する。

(補則)

第9条 この規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

(付則)

- 1 この規程は平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規定は平成24年4月1日から一部改訂施行する。

別表

勤続年数	1	2	3	4	5	6
支給率	1	2	3	4	5	7
勤続年数	7	8	9	10	11	12
支給率	8	9	11	12	14	15
勤続年数	13	14	15	16	17	18
支給率	16	17	19	20	21	23
勤続年数	19	20以上				
支給率	24	25				